第九号の五様式　（平16内府令91・追加、平18内府令52・一部改正、平19内府令65・旧第九号の二様式繰下・一部改正、平26内府令７・平26内府令49・令元内府令２・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日至　　年　月　日）
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【主たる事務所の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

第１　【組合等の状況】

１　【組合等の概況】

⑴　【主要な経営指標等の推移】

⑵　【組合等の目的及び基本的性格】

⑶　【組合等の沿革】

⑷　【組合等の仕組み】

⑸　【組合等の機構】

⑹　【組合等の出資総額】⑵

⑺　【その他】⑶

２　【投資方針】

⑴　【投資方針】

⑵　【投資対象】

⑶　【運用体制】

⑷　【分配方針】

⑸　【投資制限】

３　【投資リスク】

４　【手数料等及び税金】

⑴　【申込手数料】

⑵　【払戻し手数料】

⑶　【管理報酬等】

⑷　【その他の手数料等】

(5) 【課税上の取扱い】

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】(4)

(2) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】(5)

② 【分配の推移】(6)

③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】(7)

(3) 【販売及び払戻しの実績】(8)

6 【管理及び運営】

(1) 【資産管理等の概要】

① 【資産の評価】

② 【申込（販売）手続等】

③ 【払戻し手続等】

④ 【存続期間】

⑤ 【事業年度】

⑥ 【その他】

(2) 【利害関係人との取引制限】

(3) 【出資者等の権利】

第2 【関係法人の状況】

1 【資産運用会社の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(9)

(2) 【運用体制】

(3) 【大株主の状況】(10)

(4) 【役員の状況】(11)

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

2 【その他の関係法人の概況】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】(12)

(2) 【関係業務の概要】

(3) 【資本関係】

第3 【組合等の経理状況】

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(2) 【損益計算書】

2 【組合等の現況】(13)

(1) 【純資産額計算書】　　年　月　日

Ⅰ　資産総額

Ⅱ　負債総額

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）

Ⅳ　発行済数量

Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）

⑵　【投資有価証券の主要銘柄】

⑶　【投資不動産物件】

⑷　【その他投資資産の主要なもの】

第４　【参考情報】⑭

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｅ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

⑵　組合等の出資総額

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」⑲に準じて記載すること。

⑶　その他

ａ　有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。）に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

ｂ　ａ以外については、第六号の五様式「記載上の注意」⑳に準じて記載すること。

⑷　投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」㉝に準じて記載すること。

⑸　純資産等の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近３事業年度の各事業年度末について、第六号の五様式「記載上の注意」㉟に準じて記載すること。

⑹　分配の推移

有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、第六号の五様式「記載上の注意」㊱に準じて記載すること。

⑺　自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、第六号の五様式「記載上の注意」㊲に準じて記載すること。

⑻　販売及び払戻しの実績

有価証券報告書提出日の直近３事業年度について、第六号の五様式「記載上の注意」㊳に準じて記載すること。

⑼　名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑽　大株主の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」㊾に準じて記載すること。

⑾　役員の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」㊿に準じて記載すること。

⑿　名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⒀　組合等の現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

⒁　参考情報

当事業年度において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。